

エネルギーの 安定供給を強化! 創電・蓄電設備を導入しよう

都内の中小企業者が自ら使用する電気を、
自ら安定的に供給できるよう、
創電・蓄電に取り組むにあたり、
専門家の派遣や助成金により支援します。

電

電

このような創電・蓄電の設備が支援の対象です!

※下記は一例です

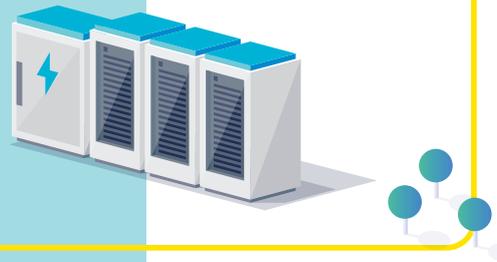
例 太陽光発電設備の導入

太陽光発電は、昼間に発電するため、電力需要の高まる時間帯に電力量を節減でき、電気料金の低減を図ることが可能です。



例 蓄電池設備の導入

蓄電池は、充電して電気を貯めておき、必要な時に電気機器に電気を供給することができる設備です。太陽光発電と蓄電池を組み合わせれば、発電した電気を効率的に使うことが可能です。



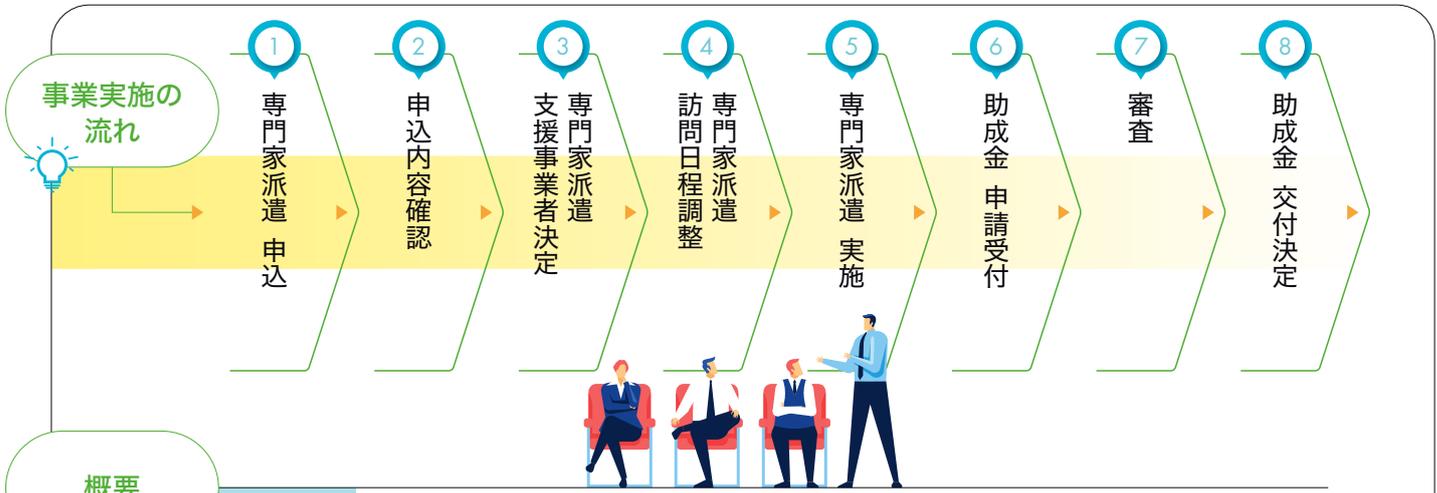
高すぎる**光熱費**を
なんとか
したい…



注意

助成対象とならない例

- ① 居住部分に係るもの
- ② 売電など収益(収入)の増加を目的とする経費は対象外です。



概要

- ① 支援対象者 都内中小企業者（個人事業主を含む）
- ② 専門家派遣支援 経営基盤の強化に向けた創電・蓄電に関する取組を検討している事業者の申込に応じて専門家が訪問し、現地調査を行い、その取組を行うにあたっての経営課題について助言等を実施します。
- ③ 助成金支援（任意活用） 専門家派遣を受けた事業者を対象に、専門家派遣において専門家が必要と認めた創電・蓄電の取組に資する設備導入の経費の一部を助成します。
※本助成金支援は、②の専門家派遣支援を受けた方が対象となります。

専門家派遣費用 無料

助成対象経費	<p>専門家派遣において、専門家が経営基盤の強化のために必要と認めた創電、蓄電に関する設備の導入に必要な経費の一部</p> <p>[例] ・太陽光発電 ・小型の風力発電 ・その他発電に関する設備 ・蓄電池 ・その他蓄電に関する設備</p> <p>※ただし自動車本体の導入は対象外です。 ※売電など収益（収入）の増加を直接の目的とする経費は対象外です。</p>
助成対象期間	交付決定日の翌日から1年間
助成率	助成対象経費の2/3（小規模企業者3/4）以内
助成限度額	1,500万円（下限額100万円）

申請受付期間など本事業の詳細については

（公財）東京都中小企業振興公社ホームページをご覧ください。

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業

検索

